

サテライトオフィス等開設補助金申請マニュアル

◆趣 旨

市内の空き家や空き店舗等を活用し、企業のサテライトオフィスや新たな起業によりオフィスを開設される事業者のみなさまを、サテライトオフィス等開設補助金により支援します。

◆補助要件

- ・ 空き家空き店舗を活用すること。
- ・ 3年以上経営する意思があること。
- ・ にぎわい創出事業の補助対象者でないこと。
- ・ 企業誘致及び雇用促進奨励金、機械等取得奨励金、工場等新增設奨励金の交付を受けないこと。

◆補助金の内容

補助対象経費		補助金の額等	
		兵庫県IT戦略推進事業の認定を受けた事業者	左記以外の事業者
改装費	サテライトオフィス等の内装工事、外装工事、機械設置、電気、給排水、ガス工事に要する経費	補助対象経費の1/4 限度額100万円以内 開設時のみ	補助対象経費2/3 限度額300万円以内 開設時のみ
事務機器取得費	事業の用に供する事務機器の取得に要する経費	補助対象経費の1/4 限度額25万円以内 開設時のみ	補助対象経費の2/3 限度額75万円以内 開設時のみ
建物賃借料	事業の用に供する空家等の使用料及び建物と不可分な設備の使用料	補助対象経費の1/4 月額25,000円以内 36箇月分を限度	補助対象経費の2/3 月額75,000円以内 36箇月分を限度。
通信回線使用料	インターネット接続費、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバ、ドメイン利用料、ライセンス料等通信回線を利用して事業を行うための使用料	補助対象経費の1/4 月額25,000円以内 36箇月分を限度	補助対象経費の2/3 月額75,000円以内 36箇月分を限度
地域課題解決事業支援費※1	消耗品及び原材料のうち、地域課題を解決に資すると市長が認めるものに限る。	補助対象経費の1/2 年額50万円以内 3年分を限度	補助対象経費の1/2 年額50万円以内 3年分を限度
事業所引越費用支援費※2	市外事業者がサテライトオフィス等を開設する際の引越費用	補助対象経費の1/2 年額20万円以内 開設時のみ	補助対象経費の1/2 年額20万円以内 開設時のみ
移住者生活支援費※3	サテライトオフィス等の開設に伴い市外から移住する補助対象者の生活支援費	従業員1人につき 定額10万円 開設時のみ	従業員1人につき 定額10万円 開設時のみ

※1：地域課題解決事業支援費は、市の各種計画に課題として位置づけられているものを対象とします。

※2：事業所引越費用支援費は、市外から引っ越す事業者で事業の用に供する部分のみの費用が対象となります。よって、居住と事業用の配送を別便にする等により、事業用の引越費用であることを明確にする必要があります。

※3：移住者生活支援費は、サテライトオフィス等の従業員のうち補助金申請日前2年以内に朝来市に移住した者を対象とします。

◆補助金交付申請の時期

補助対象経費	補助金交付の時期	交付時期の例
改装費、事務機器取得費、事業所引越費用支援費、移住者生活支援費	事業を開設した年度の末日までに一括して申請	R3年7月に開設する場合、R4年3月末日までに交付
建物賃借料、通信回線使用料 地域課題解決事業費	事業を開始した日から12ヶ月を経過した日の属する年度の末日まで（3年間）	R3年7月に開始する場合、R4年7月に1年が経過するので、その年度末のR5年3月末日までに交付

◆補助金申請スケジュール

- ・補助金応募（交付申請） 令和3年4月20日～令和3年5月31日
郵送可（5月31日消印有効）
- ・審査会（プレゼン審査） 令和3年6月中旬
- ・交付決定通知 令和3年6月下旬
- ・補助金請求 令和4年3月末日まで

◆補助金申請に必要な書類

補助対象経費 区分	添付書類
共通	サテライトオフィス等事業計画申請書（様式第1号） 法人登記簿謄本 直近2年分の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）ただし新規創業者は不要 サテライトオフィス等開設場所付近見取図 IT戦略推進事業認定書（兵庫県IT戦略推進事業の認定を受けた事業所のみ） ※兵庫県ITオフィス戦略推進事業を申請したが、認定書類が未達の場合はその旨をお申し出ください。 事業の用に供する部分の建物図面
改装費	工事見積書 工事図面 現況写真
事務機器等取得費	事業の用に供する事務機器の取得経費が分かる書類
建物賃借料	空家等の使用料及び建物と不可分な設備の使用料が分かる書類 事業の用に供する部分の建物図面

通信回線等使用料	事業の用に供する通信回線等の使用料が分かる書類
地域課題解決事業支援費	消耗品及び原材料の経費が分かる書類
事業所引越費用支援費	サテライトオフィス等開設のための引越費用の分かる書類(従業員の移住のための引越費用を含む。)
移住者生活支援費	従業者の住民票の写し 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

◆注意事項

- ・ 交付決定前に事業に着手された場合は補助金の交付決定は受けられません。
- ・ 市税等市の徴収金に滞納が確認された場合は補助金の交付決定は受けられません。
- ・ 引越費用支援費は事業の用に供する部分のみが対象となりますが、従業員の移住に係る費用の参考とするため居住用の引越費用が分かる書類もお示しください。
- ・ 補助金は審査により交付の可否を決定しますが、審査の内容についてはお答えできません。
- ・ 補助金は1事業者につき1回限りの申請となります。
- ・ 事業開始後3年を経ずして事業を止めた場合は、補助金の返還を請求することがあります。
- ・ 市内事業者が新たにサテライトオフィス等を開設する場合は、新たな事業へ展開する必要があります(日本標準産業分類の中分類で現在営んでいる事業と異なること)。

◆お問合せ 朝来市産業振興部経済振興課

Tel:079-672-2816

Mail:keizai@city.asago.lg.jp